

事業概要

1 実施主体

病院、有床診療所、無床診療所（公立、民間を問わない）

2 事業内容

情報通信機器を活用して動画等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の診断・助言を得ることで適切な対応を可能とするもの。

3 補助対象

遠隔手術指導^{※1・2}の実施に必要なコンピューター機器・通信機器等（ソフトウェアの導入を含む）^{※3}の整備。ただし、1医療機関当たり購入費が300千円以上であること。

※1 手術中の術野映像、患者のバイタルデータ等をリアルタイムに遠隔地の医師へ共有することで、遠隔地にいる他の医師の指導を受けながら手術を行うもの。

※2 一般社団法人日本外科学会が公開している「遠隔手術ガイドライン」に基づく実施体制を確保すること。

※3 補助対象は情報通信機器（付属機器含む）であり、遠隔内視鏡手術支援機器や手術支援ロボットなどの機器は補助対象外。

4 補助基準額

5,580千円

5 補助率

1/2

6 補助金交付例

補助基準額と購入を希望する機器の購入費用を比較し、以下の通り算出します。

①補助基準額（5,580千円）以上の遠隔手術指導機器を購入する場合

補助額：2,790千円（基準額5,580千円×1/2）

②補助基準額（5,580千円）未満の遠隔手術指導機器を購入する場合

補助額：購入費用（補助対象経費）×1/2

★注意事項★

- ① 上記補助額は国からの内示率が100%であった場合であり、国の内示率によっては補助金交付額が下がり、自己負担額が増加する可能性があります。
- ② 購入を希望する機器に係る見積書を2者以上の業者から徴してください。ただし、時間的制約等により困難な場合は、事前に御相談ください。
- ③ 機器購入に当たっては、原則、県の入札規程に準じて一般競争入札等を実施いただきます。特定の業者からの購入（随意契約）は原則認められません。